

The background features a white page with several blue circles of varying sizes and shades (dark blue, medium blue, light blue) arranged in a network-like pattern. Thin blue lines connect the circles, creating a geometric structure. The circles are positioned at the top, middle, and bottom of the page, with some overlapping.

# 学校いじめ防止基本方針

【平成 26 年度：宮古島市立砂川小学校】

# 第Ⅰ いじめの防止等のための学校の基本的な方向

社会問題である「いじめ問題」に対し、本校が主体的に対峙し、「いじめを許さない」という毅然とした思いとその姿勢を、いじめ防止基本方針の基本的な方向として示す。

## 1 いじめについての基本的な考え方

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が、在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策基本法第2条）

※この法律において児童等とは、学校に在籍している児童

※この法律において保護者とは、親権を行う者

※この法律においては、幼稚園を除く

上記の考え方のもと、「いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものであり、いじめに全く無関係ですむ児童はいない。」との基本認識に立ち、全校児童が「いじめは絶対許されない」「いじめは卑怯な行為である」との自覚を高め、また、全児童が明るく楽しい学校生活を送れるよう「いじめ防止基本方針」を策定する。

いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組むことから始めていく。

未然防止の基本となるのは、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。児童に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作り出していくものと期待される。

そうした未然防止の取組が着実に成果を上げているかどうかについては、日常的に児童の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や児童の欠席日数などで検証したりして、どのような改善を行うのか、今後、どのような新たな取組を行うかを定期的に検討し、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組を継続していく。

## 2 学校の歴史・概要・現状・課題

### 歴史

明治41年（1908年）に創立、花桐尋常小学校と称し、昭和23年に砂川小学校と改称、明治・大正・昭和・平成と幾多の変遷を経て、激動する社会の中、その時代に生きた人々の英知と行動によって幾多の困難を克服し、平成24年度で創立104周年を迎え、先人の築いた輝かしい歴史と伝統、校風を持つ学校として発展している。

## 概要

本学区は、宮古島の城辺地区の西側に位置している。

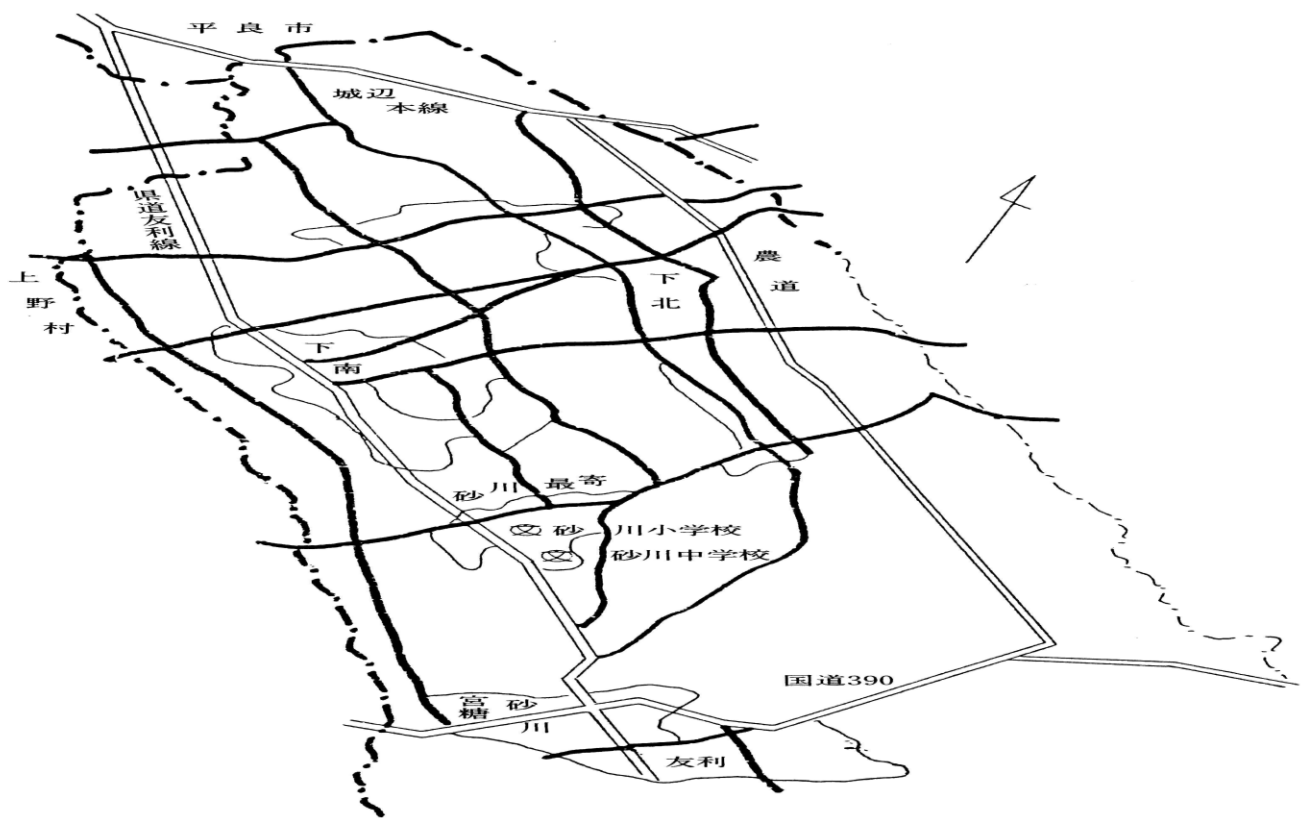
- (1) 城辺地区は、砂川・西城・城辺福嶺の4学区に分かれ、当学区は上野地区と境を接し、本地区の西に位置している。
- (2) 学区域は、友利・砂川・上区・下南の4自治会からなる。
- (3) 学区域は農村風景が広がり、きび作を中心に、葉たばこ・施設園芸作等が栽培されているが、保護者の中で専業農家は少ない。
- (4) 学区民・学区出身者の本校に対する誇り・関心は高く、学校に対しては協力的である。
- (5) 学区民は、スポーツを愛好し、熱烈な関心を寄せる。
- (6) 本学区も過疎化現象にあり、児童数も年々減少の傾向にある。

## 現状

- (1) 平成23年に全面校舎改築。平成24年4月、新校舎に移転。木の香りのする温もりのある校舎で全児童72名（平成26年度）が学んでいる。
- (2) 児童は明るく素直で全体的に温和である。そのため、生徒指導上での問題は、これまでほとんど起こっていない。
- (3) 朝のボランティア活動や清掃、当番活動等もまじめに取り組める。
- (4) 各学年単学級であるが、今年度から、児童数減により2・3年生が複式編成となった。

## 課題

- (1) 児童は、素直で温和な反面、授業や諸活動において消極的で依頼心が強く、自己主張が苦手である。
- (2) 単学級で学級編成がないため、義務教育9年間ほぼ同じメンバーで持ち上がっていく。そのため、学級内の人間関係が固定化されやすく、広がりにくい。



## 第Ⅱ いじめ防止等のための対策の内容

### 1 いじめを未然に防止するための取り組み

#### ア) いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。また、児童に対しても、全校集会や学級活動（ホームルーム活動）などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。常日頃から、児童と教職員がいじめとは何かについて具体的な認識を共有する手段として、何がいじめなのかを具体的に列挙して目につく場所に掲示する。

#### イ) いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

#### ウ) いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進めていくこと、学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。また、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育むよう努力する。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている児童や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童を容認するものにほかならず、いじめられている児童を孤立させ、いじめを深刻化する。また、障害（発達障害を含む）について、適切に理解した上で、児童に対する指導に当たる。

## エ) 自己有用感や自己肯定感を育む

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。その際、本校の教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広い大人から認められているという思いが得られるように工夫していく。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう努める。

## (2) 早期発見

### 1. 基本的考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有していく。

## 2. いじめの早期発見のための措置

定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくり、健やかな成長を支援していく。

児童及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検すること、保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知することが必要である。なお、教育相談等で得た、児童生徒の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。

定期的なアンケートや教育相談以外にも、いじめの早期発見の手立ては、休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配ったり、個人ノートや生活ノート等、教職員と児童の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりすることなどが考えられる。なお、これらにより集まったいじめに関する情報についても学校の教職員全体で共有する。

アンケートは、安心していじめを訴えられるよう無記名にするなど工夫し、学期ごとなどの節目で児童の生活や人間関係の状況を把握できるよう、年度当初に適切に計画を立て実施するとともに、全児童との面談等に役立てる。また、児童に対して多忙さやイライラした態度を見せ続けることは避け、児童の相談に対し、「大したことではない」「それはいじめではない」などと悩みを過小評価したり、相談を受けたにもかかわらず真摯に対応しなかったりすることは、あってはならない。

### (3) いじめに対する措置

#### 1. 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うこと

に主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

## 2. いじめの発見・通報を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要である。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」に直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに被害・加害児童の保護者に連絡する。

学校や学校の設置者が、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

## 3. いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることがを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。

あわせて、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行うことが大切である。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

#### 4. いじめた児童への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。また、個人情報等の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。



いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらには出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも考えられる。

ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

## 5. いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえば、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるように集団づくりに努める。

## 6. ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被

害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

## (4) その他の留意事項

### 1. 組織的な指導体制

いじめ対策法 22 条の規定により、本校の複数の教職員、および専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための常設の組織（いじめ対策委員会）を以下の通り置く。

#### (1) 基本構成員

学校長（委員長）・教頭（副委員長）・教務主任・生徒指導主任・養護教諭・部活動指導教諭・関係〇学年担任とする。尚、事案に応じて他の本校職員が加わるものとする。また、本校職員以外の委員として、

清家美奈（カウンセラー）・下地美智子（ソーシャルワーカー）・桃原優作（警察：駐在）・下地直樹（PTA 会長）・松本尚（教育委員会）とする。以上は、いじめ対策委員会メンバーであり、尚、会議や事案に応じて、学校長（委員長）より、各委員に参加を依頼する。さらに、専門的知識および経験を有する者で、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない方に参加を依頼する場合がある。

#### (2) 組織体制

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。

一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」で情報を共有し、組織的に対応することが必要であり、いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。

## 2. 校内研修の充実

全ての教職員の共通認識を図るため、少なくとも年に一回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化してしまわないためにも、年間計画に位置づけた校内研修の実施をする。

## 3. 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、学校の管理職は、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

## 4. 地域や家庭との連携について

学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。例えば、学校、PTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会を活用したりするなど、地域と連携した対策を推進する。

より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

## 文部科学省の資料より

なお、「いじめ」の定義については、一般的には、「①自分より弱いものに対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの」とされているが、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うことに留意する必要がある。

※ 平成 18 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査以降、「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」としている。

## 〈チェックポイント〉

### I 学校

#### (指導体制)

- (1) いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践に当たっているか。
- (2) いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。
- (3) いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立しているか。

#### (教育指導)

- (4) お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にす指導等の充実に努めているか。特に、「いじめは人間として許されない」との強い認識に立って指導に当たっているか。
- (5) 学校全体として、校長をはじめ各教師がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めているか。
- (6) 道徳や学級(ホームルーム)活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導が行われているか。
- (7) 学級活動や児童生徒会活動などにおいて、いじめの問題とのかかわりで適切な指導助言が行われているか。
- (8) 児童生徒に幅広い生活体験を積ませたり、社会性のかん養や豊かな情操を培う活動の積極的な推進を図っているか。
- (9) 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っているか。
- (10) いじめを行う児童生徒に対しては、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行うこととしているか。
- (11) いじめられる児童生徒に対し、心のケアやさまざまな弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っているか。
- (12) いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っているか。

#### (早期発見・早期対応)

- (13) 教師は、日常の教育活動を通じ、教師と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。
- (14) 児童生徒の生活実態について、たとえば聞き取り調査や質問紙調査を行うなど、きめ細かく把握に努めているか。
- (15) いじめの把握に当たっては、スクールカウンセラーや養護教諭など学校内の専門家との連携に努めているか。
- (16) 児童生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応しているか。
- (17) いじめについて訴えなどがあつたときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行

い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しているか。

- (18) いじめの問題解決のため、教育委員会との連絡を密にするとともに、必要に応じ、教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を行っているか。
- (19) 校内に児童生徒の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談の体制が整備されているか。また、それは、適切に機能しているか。
- (20) 学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっているか。
- (21) 教育相談の実施に当たっては、必要に応じて教育センターなどの専門機関との連携が図られているか。教育センター、人権相談所、児童相談所等学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底が行われているか。
- (22) 児童生徒等の個人情報の取扱いについて、ガイドライン等に基づき適切に取り扱われているか。

(家庭・地域社会との連携)

- (23) 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めているか。
- (24) 家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力を図っているか。
- (25) いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっているか。いじめの問題について、学校のみで解決することに固執しているような状況はないか。
- (26) PTA や地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めているか。

## II 教育委員会

(学校の取組の支援等・点検)

- (1) 管下の学校等に対し、いじめの問題に関する教育委員会の指導の方針などを明らかにし、積極的な指導を行っているか。
- (2) 管下の学校におけるいじめの問題の状況について、学校訪問や調査の実施などを通じて実態の的確な把握に努めているか。
- (3) 学校や保護者等からいじめの報告があったときは、その実情の把握を迅速に行うとともに、事実を隠蔽することなく、学校への支援や保護者等への対応を適切に行っているか。
- (4) 各学校のニーズに応じ、研修講師やスクールカウンセラー等の派遣など、適切な支援を行っているか。
- (5) いじめの問題について指導上困難な課題を抱える学校に対して、指導主事や教育センターの専門家の派遣などによる重点的な指導、助言、援助を行っているか。
- (6) 深刻ないじめを行う児童生徒に対しては、出席停止を命ずることもできるよう、必要な体制の整備が図られているか。
- (7) いじめられる児童生徒については、必要があれば、就学校の指定の変更や区域外就学など弾力的な措置を講じることとしているか。
- (8) 関連の通知などの資料がどう活用されたか、その趣旨がどう周知・徹底され

たのかなど、学校の取組状況を点検し、必要な指導、助言を行っているか。

(教員研修)

- (9) 教育委員会として、いじめの問題に留意した教員の研修を積極的に実施しているか。
- (10) 研修内容・方法について、様々な分野から講師を招いたり、講義形式のみに偏らないようにするなどの工夫を行っているか。
- (11) いじめの問題に関する指導の充実のための教師用手引書などを作成・配付しているか。

(組織体制・教育相談)

- (12) 教育委員会に、学校からの相談はもとより、保護者からの相談も直接受けとめることのできるような教育相談体制が整備されているか。また、それは、利用しやすいものとするため、相談担当者に適切な人材を配置するなど運用に配慮がなされ、適切に機能しているか。
- (13) 教育相談の利用について関係者に広く周知を図っているか。また、教育センター、人権相談所、児童相談所等学校以外の相談窓口について、児童生徒、保護者、教師に対し周知徹底が図られているか。
- (14) 教育相談の内容に応じ、学校とも連絡・協力して指導に当たるなど、継続的な事後指導を適切に行っているか。
- (15) 教育相談の実施に当たっては、必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携が図られているか。

(家庭・地域との連携)

- (16) 学校と PTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を推進しているか。
- (17) いじめの問題への取組の重要性の認識を広め、家庭や地域の取組を推進するための啓発・広報活動を積極的に行っているか。
- (18) 教育委員会は、いじめの問題の解決のために、関係部局・機関と適切な連携協力を図っているか。

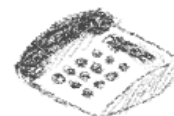
こま ひとり なや でんわ そうだん  
いじめで困ったら一人で悩まず、いつでもすぐ電話で相談してください。



じかん そうだん  
24時間いじめ相談ダイヤル

な や み 言 お う

0570-0-78310





## いじめ相談の窓口

もんぶかがくしょう みな ふあん なや う と そうだんまどぐち かいせつ  
 文部科学省では皆さんの不安や悩みを受け止める相談窓口を開設しています。  
 ひとり くる はなし き  
 一人で苦しまず、話を聞かせてください。



人権イメージキャラクター 人KENまもる君

# 「子どもの人権110番」



人KENあゆみちゃん

## 子どもたちへ

がっこう 学校で「いじめ」を受けて 学校に行きたくない、おや ぎやくたい 親から虐待されている、でも  
 せんせい おや い 先生や親には言えない・・・、だれ そうだん 誰に相談していいかわからない・・・。もしもそんな くる  
 しみをか 抱えていたら、ひとり なや 一人で悩まずに、わたし でんわ 私たちにお電話ください。ほうむきよく 法務局・  
 ちほうほうむきよく しょういん 地方法務局の職員、または じんけんようごいいん じんけんようごいいん 人権擁護委員が、みな はなし き 皆さんのお話を聞いて、どう  
 したらいいか いっしょ かんが 一緒に考えます。相談は無料、相談内容の秘密は守ります。

○受付時間 平日午前8時30分から午後5時15分まで

# 子どもの人権110番

# 0120-007-110

## （全国共通・無料）

## 〈チェックポイント〉

ご家庭でいじめのサインを見逃さないためのチェック項目です。登校前や夕食時など、日常生活の様々な場面で、“いじめのサイン”は出ている可能性があります。定期的に見守り、お子さまの変化に気づいてあげることが、いじめの早期発見につながります。

該当する項目の左側にチェックをつけて確認いただけます。

### 朝(登校前)



- **朝起きてこない。<sup>ふとん</sup>布団からなかなか出てこない。**

学校に行きたくないという思いがこういった行動に出ている可能性があります。また、学校で嫌なことにあったり、明日も学校に行かなければという不安感などから睡眠不足になっている場合も考えられます。

- **朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。**

学校に行きたくない何かしらの理由があると考えられます。体調は悪くないのに体調が悪いと思いこんでいる場合や、心のバランスがくずれることにより実際に体の具合が悪くなる場合もあります。

- **<sup>ちこく</sup>遅刻や<sup>そうたい</sup>早退がふえた。**

学校に行くことが精神的に負担になっていることが考えられます。「学校は休んではいけない」という気持ちから、休みたいと言えずに無理して登校していることも考えられるので、学校を休みたがる行動とくらべて、安心できるわけではありません。

- **<sup>しょくよく</sup>食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。**

心に受け止めきれないダメージを受けて、注意力が低下したり、だれにも言えないつらさから気分がしずんだりした時に出ることがある症状です。言葉で SOS を伝えられない場合にこういった症状となって現れることがありますので、重要な手がかりです。



## 夕(下校後)



- **ケータイ電話やメールの着信音におびえる。**

いじめている子からの連絡におびえていたり、なりすましメールなどにより勝手に個人情報公開されることで、イタズラ電話が来るような「ネットいじめ」を受けている可能性があります。ネットいじめは大人の目がとどきにくいのですが、大人に言ってもわからないだろうと相談をしないことが多いので、日ごろからのコミュニケーションが大切です。ネットいじめを受けているうたがいがある時はすぐに学校に相談するようにしましょう。

- **勉強しなくなる。集中力がない。**

周囲からの否定的な態度やひやかしが原因になって勉強しなくなっていることが考えられます。度合いが進むと、不安や恐怖、ストレスが原因で集中力が低下し、何も手につかなくなる場合もあります。

- **家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。**

何に使うのか聞いてもはっきり言わずにお金をほしがる場合、恐喝など何かのトラブルにまきこまれている可能性があります。この段階まで来ると子ども同士で解決できる状態をすぎていることが考えられますので、学校に相談するようにしましょう。

- **遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されている。**

こういった行動が何度も見られる場合、いじめを受けていることが考えられます。子どもの話に耳をかたむけて、いじめなのかどうか見きわめることが大切です。

- **親しい友達が遊びに来ない、遊びに行かない。**

友達とケンカをしただけであれば心配ありませんが、いじめが原因で仲間はずれにされたり、別のグループに引きこまれ、いじめにまきこまれている場合もあります。親しくしていた友達との関係が変わってきたことに気がついた時には声をかけるなど、見守ることが重要です。

## 夜<sup>しゅうしん</sup>(就寝前)



ひょうじょう

### 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。

家族との会話がへるのには、何か理由があるのかもしれませんが。いじめられているにもかかわらず、相談できない可能性が考えられます。また、逆にいじめられていることがわからないように、いいことのみを話すようになり、家族の前で明るく見えるようになることもあります。

### ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。

反抗期の子どもに見られる一般的な態度ですが、いじめを受けている時に出る心のあらわれである可能性もあります。そういう年ごろだからと決めつけず、しっかりと見守ることも必要です。

### 学校や友達の話がへった。

学校が楽しくなかったり、仲間はずれにされるなど、人に言えない何かしらの理由があるかもしれません。話を聞いた時に、話を変えたり、おこって話をごまかそうとするならば、いじめの可能性がります。

### 自分の部屋に閉じこもる時間がふえた。

思春期の子どもたちに多く見られる行動ですが、いじめられている場合、周りの人と関わらないようにすることがあります。ある日突然このような態度になった場合、いじめを受けているかもしれません。

### パソコンやスマホをいつも気にしている。

メールやネットを悪用して知らない間にウソのうわさが出まわったり、仲間はずれにされる「ネットいじめ」を受けている可能性があります。学校よりも家庭で気づきやすいタイプのいじめなので、ネットいじめを受けているうたがいがある時はすぐに学校に相談するようにしましょう。

### 理由をはっきり言わないアザやキズアトがある。

身体に異常が見られるのは危険な状態です。アザやキズアトの原因を聞いた時に不自然な言いわけをする場合はさらに危険と言えます。また、アザやキズアトをかくすためにお風呂やハダカになるのをいやがったりする場合があります。

## 夜間しゅうしん(就寝後)



- **寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。**  
いじめを思い出して眠れなかったり、明日も学校に行かなければという不安感や恐怖感で眠れない場合もあります。いじめへの不安や恐怖から、なかなか言葉にできない子どもの SOS かもしれません。
- **学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれている。**  
なくしたのではなく、学校でかくされたり、こわされたりしている可能性があります。理由を確認した時に、オドオドしたり、逆ギレするなどようすがおかしい場合にはいじめが原因になっているかもしれません。
- **教科書やノートにいやがらせのラクガキをされたり、やぶられたりしている。**  
このようなことが起きた場合、ほかのチェックリストの項目にも当てはまることになっているかもしれません。また、ラクガキだけではなく、「クサイ」「キモい」「ウザい」「死ね」などの言葉をよく言われていないかにも注意しましょう。
- **服がよごれていたり、やぶれていたりする。**  
理由のわからない服のよごれなどが見られるのは、いじめられている可能性が高い状態です。理由を聞いた時にあいまいに答えたり、かくれて服や靴などを洗っている時は要注意です。洗濯や部屋の掃除をする時などに、服や持ち物を確認することも大切です。

## 「いじめ」をしていませんか？

がわ  
いじめる側になっていると、次のようなサインが出ていることがあります。



● **言葉づかいが荒くなる。言うことをきかない。人のことをばかにする。**

思春期の子どもに見られる反抗的な行動が、家庭で出るようになった場合は、学校などでの行動やどんな友達と付き合っているのか気を配るようにしましょう。また反対に、おごりやたかぶりなどが出てきた時にも注意が必要です。

● **買ったおぼえのない物を持っている。**

どこから手に入れた物なのか聞いた時に、答えがあいまいな場合には、いじめに関わっていることが考えられます。

● **与えたお金以上のものを持っている。おこづかいでは買えないものを持っている。**

まずはどこで手に入れたのかを聞いてみるのが大切です。あいまいな理由を答えたり、ごまかそうとする時にはいじめに関わっているうたがいがあります。また、万引きや恐喝などをして手に入れているうたがいも考えられます。

**クラス替えなど環境の変化には特に注意が必要です。**

**休み明けの変化を見逃さないようにしましょう。**

夏・冬休みの終わりごろから新学期が始まる時期に、登校をいやがったり、元気がなくなったりしていないか、子どものような変化に注意する必要があります。日曜日から月曜日にかけても同じです。

**「あれ？」もしかしてと思ったら…**

▪ 子どもにとって良き相談相手になってあげましょう。気持ちを受け入れてあげることが大切です。

▪ ようずがおかしくても、問いつめたり、結論を急いだりしないようにしましょう。

▪ 何があっても「守り抜く」「必ず助ける」ことを真剣に伝えましょう。

▪ いじめている人が悪く、いじめられている人は悪くないと伝えましょう。

▪ 子どもに次のようなことは言わないようにしましょう。「あなたにも悪いところがある」「無視しなさい」「大したことではない」「いじめられるほうが悪い」「弱いからいじめられる」



